

平成22年7月26日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月16日から平成22年7月22日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/07/26)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年7月16日～7月22日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	1	25	2	1	420	449
大臣官房	0	0	0	0	1	1
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	13	0	0	7	20
健康局	0	32	0	0	70	102
医薬食品局	0	28	0	0	3	31
食品安全部	0	1	0	0	0	1
労働基準局	0	184	0	0	81	265
職業安定局	0	19	0	0	75	94
職業能力開発局	0	8	7	0	21	36
雇用均等・児童家庭局	1	92	0	0	56	149
社会・援護局	0	43	4	0	38	85
障害保健福祉部	0	3	0	0	3	6
老健局	0	36	0	0	13	49
保険局	0	64	0	0	5	69
年金局	0	7	1	0	12	20
政策統括官	0	9	0	0	1	10
日本年金機構	31	334	22	0	39	426
合 計	33	898	36	1	845	1,813

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	193
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	473
法令遵守違反に関するもの	13
その他	1,134

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	25件	2件	1件	420件	449件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	449件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	拉致問題に対する日本政府の対応について不満がある。	④	内閣官房拉致対策本部が担当である旨をご説明し、了承を得ました。
2	長妻厚生労働大臣と直接会話をしたいので大臣にかわってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。(同様の電話がありました。)	④	ご意見等の内容に応じて、所管部局が組織として責任をもってご意見等を承る旨をご説明し、了承を得ました。
3	【ご質問:宮崎県口蹄疫について】 東国原知事の発言から疑問に思った事なのですが、国が民間種雄牛6頭の抗体検査を拒否する理由は何でしょうか?国が抗体検査をやり、陰性であれば、OIEには申請できるので、抗体検査は実施しても特に問題はないように思えるのですが…。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	厚生労働省の所管ではなく、農林水産省へご質問いただくよう返答いたしました。
4	【ご意見:態度】 昨日の和牛の屠殺の報道を見ました。副大臣の和牛の持ち主に対する態度はどうでしょうか?腕を腰にです!普通なら腕はヘソの前ではないかと思えます。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	厚生労働省の所管ではなく、農林水産省へご意見いただくよう返答いたしました。
5	【ご意見:たばこの値上がりと酒類の値上がりについて】 なぜたばこばかりを目の敵にして酒税を上げようとしないのでしょうか?普通にドラッグストアで80円単位で売ってる事自体おかしいです。子供が間違える可能性があります。酒類を最低200円にして、酒類を上げてもおかしくないと思えます。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	厚生労働省の所管ではなく、財務省へご意見いただくよう返答いたしました。
6	※その他、戦後賠償や拉致問題に関するご意見等の厚労省施策以外のご意見メールが多数ありました。		

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	経済課後発医薬品使用促進専門官 (内線4113) 総務課総務係(内線2517) 看護課総務係(内線2596) 医事課総務係(内線2566)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	13件	0件	0件	7件	20件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	18件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	「ジェネリック医薬品お願いカード」の配布は、予算の無駄であり、やめるべきだ。しかも、高齢者にのみ、後発医薬品を使わせようとしているのではないか。		後発医薬品の使用促進をご高齢の方のみお願いしているわけではないことについてご説明し、ご理解いただきました。また、カードの配布は無駄であるとのこと意見については、一方で、このようなカードもジェネリック医薬品の普及促進に効果があるという意見がある旨をご説明しました。
2	病院に対してカルテの開示請求を行ったが、話し合いがうまくいかない。行政機関でどこか相談できる所はないか。		都道府県等に設置されている医療安全支援センターに問い合わせさせていただきようご説明しました。
3	3年制専門学校の看護師課程を卒業後、2年間病院で看護師として働いているが、現在、大学進学を考えており、編入学が可能かどうかを教えて欲しい。		一般的に修業年数が2年以上であり、課程の修了に必要な総授業数が1,700時間以上である専門学校の修了者であれば編入学は可能とされていますが、編入学の要件については、さらに個別の大学で規定されている場合があるので、編入学を希望される各大学へお問い合わせいただくようご説明しました。
4	個人的に医療従事者としての資質を欠いていると思う医師について行政処分をして欲しいと考えているが、処分が行われるのはどのような場合なのか。		行政処分は、基本的には、罰金刑以上の者が対象となる旨をご説明しました。現在のところ、当該医師について罰金刑以上の刑が確定するか判断がつかないため、行政処分をすることは難しい旨ご説明しました。
5	身体に障害を持っているが、免許を取得することができるか。 (医師法第4条第1号等の内容に関する問い合わせ)		国家試験合格後、免許申請時において免許を与えるか与えないかの判断となるので、現段階では取得の可否はお答えできない旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	32件	0件	0件	70件	102件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	99件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	肝炎治療に対する医療費助成制度の対象者や制度の内容等について教えてください。		本事業の目的や助成対象等、制度の概要についてご説明させていただきました。
2	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっていますか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数増などにより対応している旨説明いたしました。
3	生活衛生関係営業指導センターへの補助金は廃止されてしまうのでしょうか。 理容・美容業、クリーニング等生活衛生業の組合・組合員の要望を県・国に上げてもらえる指導センターは、むしろ評価されるものであり、充実すべきです。		貴重なご意見として拝聴しました。 今後の対応について検討いたしますと回答いたしました。
4	現在、新型インフルエンザワクチンはどの病院で接種を受けることができるのでしょうか。		以下のとおりご説明いたしました。 今回の新型インフルエンザワクチンは、国と契約した受託医療機関で接種が可能となります。 接種を受けることができる医療機関については、市町村のホームページや広報資料などをご覧ください。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	新型インフルエンザワクチンが余っており、税金の無駄使いと思います。新型インフルエンザワクチンを仕入れる際に国民にアンケートを採ったのでしょうか。		<p>以下のとおりご説明いたしました。</p> <p>新型インフルエンザワクチンの確保については、感染の拡大やウイルスの変異等の可能性を踏まえ、健康危機管理の観点から、多くの国民の方々がワクチン接種を受けることができるよう、輸入ワクチンも含め、一定量を確保したものです。</p> <p>また、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種について」(素案)に対し、平成21年9月6日から9月13日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、4,345件の御意見をいただきました。</p> <p>皆様からお寄せいただきましたご意見の概要について及びこれに対する考え方についてとりまとめております。また、この考え方を踏まえて、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種について」の修正案を作成しておりますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。</p> <p><参考></p> <p>「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種について」(素案)に対する意見募集の結果について</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/inful_iken-bosyu.html</p>
6	喫煙者のために、たばこの害のイメージを和らげてほしい。		貴重なお意見として拝聴いたしました。
7	受動喫煙対策を行っていないところの行政指導をしてほしい。		貴重なお意見として拝聴いたしました。
8	マンションのベランダも禁煙にしてほしい。		貴重なお意見として拝聴いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	28件	0件	0件	3件	31件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	31件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	医薬品の販売名変更について類似名称などの変更は理解できるが、必要のないもの(単位についていなかったものに単位がつく)まで変わるのはいかがでしょうか。製薬メーカーや現場ではコストもかかり、負担を強いている。国からいわれれば、製薬メーカーは従うしかないのではないか。コストもかかるので、無駄なことは止めて欲しい。		医療安全のために医薬品販売名の命名ルールを作り、命名の統一化を図っております。専門家や業界団体、及びパブリックコメントにより広く意見を聞いた上での命名ルールであることからご理解をいただきたい旨ご説明いたしました。
2	化学物質関連法令の改正についてパブリックコメントに意見を提出したが、その後の対応等の情報は得られるのか。		パブリックコメント終了後には、ホームページに意見募集の結果について、いただいた御意見とそれに対する考え方を順次公表していることをご説明いたしました。
3	15年前にC型肝炎が判明し、現在肝臓ガンを患っている。手術できないのでカテーテル治療しかできないのだが、何か補助を受けられないか。 (C型肝炎問題に関する問い合わせ多数)		「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の概要をご説明しました。また、肝炎治療に対する医療費助成についても概要をご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

局課(室)名	食品安全部企画情報課
照会先	総務係長 嶋田敏志(内線2450) 調整係長 瀬戸裕之(内線2452) (ダイヤルイン 03-3595-2326)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	合成甘味料(スクラロース、アスパルテーム、アセスルファムカリウム)については、安全性上の問題を示唆するような様々な情報があることから、再評価のうえ、日本での使用を禁止してほしい。 また、天然化合物ではなく合成化合物であることから、何を原料として作られているのかが、消費者にわかるよう表示してほしい。		・いずれの合成甘味料も、食品衛生調査会(当時)において安全性の評価が行われたものであること、一日摂取許容量(ADI)の範囲内での摂取については安全性の懸念はないと国際的にも評価がなされていること、我が国での摂取量調査ではいずれもADIを下回る結果が得られていること、現時点では現行の取扱いの変更が必要となるような安全性に関する新しい知見は把握していないことを回答しました。 ・また、表示については担当省庁が消費者庁であることからそちらにご連絡いただきたい旨を回答しました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	基準局 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	184 件	0 件	0 件	81 件	265 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	261 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	休業補償給付を受けていた息子が亡くなったので、自分が未支給の保険給付金を請求しようとしたところ、支給までには二ヶ月かかると言われた。 なぜこんなに時間がかかるのか説明してほしい。	① ②	事案によっては、支給・不支給の決定を行うまでに時間を要してしまう場合もあることを説明し、理解をいただきました。 また、該当局へ連絡し、請求者に対し、現在の調査状況等を懇切・丁寧に説明するとともに、迅速・適正な事務処理を行うよう指示した。
2	現在、労災補償のアフターケアを受けているが、労働局の担当者の窓口の対応や電話での対応が厳しすぎる。	②	該当局へ連絡し、局を通じ相談者に対し、懇切・丁寧な対応を行うよう指示した。
3	財形住宅貯蓄制度について、住民票の写しがなくとも、全額での払出しを認めて欲しい。 また、金融機関において迅速に現金での払出しができるようにして欲しい。	①	①財形住宅貯蓄制度は、勤労者が自ら居住するなど、一定の要件を満たす場合に非課税での払出しを認める制度であり、要件を満たしているかどうかの確認のため、住民票の写しを提出していただく必要があること②利子等の非課税という税制上の仕組みを伴う制度であり、必要な書類が全て揃わなければ全額での払出しができないこと③金融機関での取扱いについては、既に担当の関係省庁に連絡していることを説明いたしました。
4	時間外労働に対する割増賃金など労働者に対し支払うべき賃金を会社側が支払わない場合は、その企業に追加課税してはどうか。	①	労働基準監督署は法定労働条件の確保のために、監督指導を実施していることをお伝えしました。また、先方の趣旨が税制の提案であったため、貴重なご意見として伺いました。
5	違法に労働者に長時間労働させる事例が多々見受けられる。労働基準法に抵触しないような労働環境を構築するためにも、労働基準法の罰則を強化するべきだ。	①	事業場の長時間労働に対して監督指導を求める場合には、監督署へ連絡していただくようご案内しました。また、先方の趣旨が罰則の強化であったため、貴重なご意見として伺いました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	私の会社は、給与未払い・不当解雇・36協定違反・パワーハラスメント等の問題があります。急成長した会社なので、労働関係が整備されず、なおざりの状態になっています。きちんと調査を依頼したいと考えていますが、どこに相談したらよろしいでしょうか。	①	賃金未払い、36協定違反について、管轄の労働基準監督署へ相談するよう案内いたしました。 また、不当解雇・パワーハラスメント等に関して、「個別労働紛争解決制度」の教示をいたしました。
7	入社して3年経つが、全く給料が上がらない。他部署の人と比べて、自分の給料は低いとも思っている。給料を上げるにはどうすればよいか。	①	賃金は労使が真摯に話し合っって労使間で決定するべきものであることを説明し、ご理解を求めました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03-3593-6241)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	19件	0件	0件	75件	0件	94件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	44件
	法令遵守違反に関するもの	13件
	その他	31件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークの職業紹介窓口の混雑緩和を図られたい。		依然として雇用失業情勢が厳しい状況が続いていることから、ハローワークの職業紹介窓口等が求職者で混雑していることをご説明しました。併せて、職業紹介業務以外の業務を担当している職員を応援要員として配置する等、利用者の方々の待ち時間の短縮につながる取り組みを行っていることをご説明しました。
2	休業も教育訓練もすることなく、普通に営業しているにもかかわらず、助成金を受給している企業を知っている。助成金が趣旨に沿って活用されるよう指導してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		当該助成金については、不正受給に関し、具体的な事業所名等の情報が寄せられた場合に加えて、労働局が任意に対象を選定し、事業所給付監察官による実地調査を行っているところです。また、不正受給が認められた場合には返還手続きをとるなど厳正な対処を行っているところです。なお、具体的な企業名を教えていただければ、事実関係を把握し適切に対処する旨、ご説明しました。
3	ハローワークの求人に応募したが、求人先から連絡が全くない。不誠実ではないか。指導してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークでは、求人を受理する際、事業主に対して、求職者から応募があった場合は、理由の如何にかかわらず、全員にきちんと連絡するよう指導しております。また、個々の事業所への指導についても、詳細をご連絡いただければ、適切に対応させていただく旨ご説明しました。
4	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人のアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請もを行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	・年齢制限禁止規定については、実態を踏まえ廃止するべきだ。 (一方で) ・年齢制限禁止規定を守らない企業に対しては、罰則を与えるなど、厳しく取り締まっていくべきだ。		年齢制限禁止規定については、年齢に関わりなく、意欲と能力がある限り働くことができる社会を実現するための規定であり、法令違反の恐れのある求人が見受けられた場合には、管轄の労働局及びハローワークから事業主に対して個別に指導等を行っている旨ご説明しました。また、いただいたご意見については、今後の施策の企画・立案を行うための参考とさせていただきご説明しました。
6	ハローワークにおける名刺の配布については、税金の無駄である。		ハローワークにおける名刺配布については、職業相談等において、利用者の方から一層の安心と信頼を得られるようにするとともに、相談内容に不明な点等があった場合に円滑に問い合わせることができるよう、サービス改善の一環として、実施することとしたものです。
7	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月間の給付制限がかかるが、3ヶ月間無収入になってしまうので、この制度を見直すべきだ。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	ハローワークの求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報である。正社員募集と書いてあるにもかかわらず、実際に面接してみると派遣や請負のケースだったりすることがある。曖昧な表記では困るので、しっかり明記するよう指導すべきだ(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークでは、求人者に対して、求人情報が正確なものとなるよう確認に努めております(なお、ハローワークで受け付ける派遣、請負の求人については、職種欄に派遣であれば(派)と、請負であれば(請)と記載)求人票の内容と求人条件が異なっていることが判明した場合には、ハローワークが求人票記載内容の修正等の指導を求人者に適切に行っていく旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	同一の求人が有効期間満了後も繰り返し更新されている。ハローワークは、求人者と求職者のマッチングにしっかり取り組むべきだ。		ハローワークが受け付けた求人を未充足のまま更新する際には、要因を分析し、採用基準を具体化する等により、求人者が想定している人材の応募につながるよう取り組んでおります。また、一部の求人については、求人条件の引き上げを提案し、応募者の増加に結びつくよう取り組んでいる旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	雇用保険の失業等給付を不正に受給している者を知っている(具体的な情報あり)。		いただいた情報を該当労働局に伝え、事実関係を確認し適切に対処するよう指示しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

平成22年7月16日～7月22日付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	8件	7件	0件	21件	36件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	9件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	22件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	5件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	先般、労働政策審議会において「おおむね妥当」と答申された「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」においては、雇用・能力開発機構の廃止に伴い、事業を承継する新法人で在職する職員を包括承継するのではなく、採用方式とすることとされているが、重大な雇用問題が生じるものであり、本法案の作業の中止を要請する。 (ほか同様の意見6件)		組織の統廃合に伴う職員の移籍については、承継法人に包括承継させる方式や、採用方式など、様々な方式があり得ます。 今般、包括承継ではなく、採用方式をとるのは、雇用・能力開発機構については、各種施設の設置運営の在り方等について問題を指摘されてきたことから、法人を廃止し、抜本的に組織を見直すこととしたため、職員の雇用契約についても、いったん整理する採用方式を採用することとしたものです。 雇用・能力開発機構の廃止に当たっては、職員の雇用問題に最大限配慮することとしています。 具体的には、新法人においては、職業能力開発業務を的確に実施するための人員枠を確保する一方、業務のスリム化による職員の削減については、定年退職者の不補充による自然減等により対応することとしており、昨年12月の閣議決定の趣旨を踏まえ、雇用問題に配慮した対応を考えています。 当省としても、関係独立行政法人において、雇用問題への配慮という趣旨を十分踏まえた対応がなされるよう要請してまいりたいと考えています。
2	基金訓練を実施したいと考えているが、どこで手続をすればよいのか教えてほしい。 (ほか同様の意見1件)		独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センターにて、御相談・申請を受け付けており、所在地やHP (http://www.ehdo.go.jp/kinkyu/madoguchi.html)等を御案内しました。
3	真面目に働いても手取りが15万円ぐらいの人が多く、職業訓練の受講期間中にただで月10～12万円を支給しているそうだが、このような税金の無駄遣いは即刻廃止してほしい。 (ほか同様の意見1件)		職業訓練を受講している期間に支給される訓練・生活支援給付は、生活に困っている方々でも安心して職業訓練を受講できるよう、訓練期間中における生活費の支給を行う制度です。 このため、訓練・生活支援給付は、今後とも必要不可欠の制度と考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
4	基金訓練に何回か応募しているが、選考に漏れてしまい、なかなか受講できない。もっとコースを増やしてほしい。		当省及び関係機関において連携し、基金訓練の実施先の開拓を積極的に行っているところです。今後とも再就職のために基金訓練の受講が必要である方に対し、その機会を提供できるよう努めてまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	基金訓練の修了が近づいているところだが、就職できる目処が立たない。この訓練修了後においても、訓練・生活支援給付を受けられないか。		訓練・生活支援給付は、雇用保険を受給できない方が、生活費の心配をすることなく、安心して職業訓練を受講できるように支給しているものです。このため、職業訓練の修了に伴い訓練・生活支援給付の支給も終了します。
6	厚生労働省のHPを見て、雇用保険を受けられない方であっても、無料で職業訓練を受けられ、その期間の生活費の支援も受けられる制度があることを知った。仕事を探している人達にとって朗報で、とてもいい制度だと思った。		緊急人材育成支援事業(基金訓練、訓練・生活支援給付)については、当省としても、非常に重要な制度であると考えており、積極的な推進に努めてまいります。
7	私のしごと館は、中学生や高校生の時から、仕事に親しみを持つことができるよう、職業体験の場や情報の提供を行うとともに、その都市の中心的な機能と役割を果たすことが期待されていた。今回、同館が廃止されたようだが、もっと効果的な活用を検討すべきで、単に廃止して借金だけ増やすのは、正しい選択とは思えない。		私のしごと館については、既に昨年度末で廃止したところですが、現在は、廃止に係るコストの最小化を図りつつ建物等の有効活用が図られるよう、売却等の手続を進めているところです。
8	ニートの定義と言葉の由来について教えてほしい。		ニートの定義は、総務省統計局の労働力調査における15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方であり、言葉の由来は、Not in Education, Employment, or Trainingの頭文字で、1999年にイギリスの内閣府の作成したBridging the Gapという調査報告が由来となっていることを説明しました。
9	いったいどれぐらいの企業がジョブ・カードを採用面接時に応募書類として活用しているのか。また、ジョブ・カードを広めるためにどんな施策をしているのか。		ジョブ・カードを採用面接で活用している企業数は把握しておりませんが、ジョブ・カードの取得者数は、制度が創設された平成20年4月から平成22年5月末までに約25万2千人となっているところです。ジョブ・カード制度を広めるため、各地域のジョブ・カードセンターが企業訪問を行っており、また、リーフレットやホームページによる周知も行っております。今後もジョブ・カード制度を広めるための周知活動を積極的に行ってまいりたいと考えております、と説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	92件	0件	0件	56件	149件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	64件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	83件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に子ども手当を支給すべきではない。 ・子ども手当自体を行うべきではない。 ・子ども手当よりも保育所を増やすことが必要。 ・所得制限を設けるべきである。 ・転居で申請が漏れた場合も遡って支給してほしい。 ・満額支給してほしい。 	④	貴重なご意見として承りました。
2	<ul style="list-style-type: none"> ①現在の我が国の少子化の原因 ②現在の夫婦の平均子ども数 ③少子化対策として単純に人口を増やすことに2兆円以上のお金を使うのであれば、雇用対策、年金対策に使用すべき。 	④	統計調査結果等をもとに少子化の原因や平均子ども数について回答するとともに、提案については貴重なご意見として承りました。
3	中小企業子育て支援助成金の支給対象について、今後支給要件を変更する可能性があるなら、パンフレットに「場合によっては支給されないこともある」ということを書くべきだ。	④	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金制度については、情勢の変化等を考慮し支給要件の見直しを行っているため、今後、本助成金制度についても支給要件の変更の可能性があることについてご説明し、ご理解を求めました。 ・いただいたご意見については、貴重なご意見として承りました。
4	男女平等と言いながら女性ばかりに支援を行うのはおかしい。生活が苦しくても公的支援を受けずに一生懸命働いている人がいるのに、DVということで何もせずとも国からお金をもらっている人がいて、お金をもらうためにDVだと嘘をつく人もいる。このような人たちに税金を使うのは無駄である。母子家庭だけでなく父子家庭への支援をもっと行った方が良い。	⑤	貴重なご意見として拝聴しました。
5	<p>児童扶養手当</p> <p>高校生の子ども2人を育てている父子家庭で、老齢年金を受給している。わずかな年金で、2人の子どもを育てるのは本当に苦しい。公的年金を受給していると一律に児童扶養手当が支給されないというのは納得がいかない。是非見直していただきたい。</p>	①	児童扶養手当と公的年金が、ともに所得保障という同一の性格を有する給付であることから二重給付となってしまうため、公的年金との併給はできないこととなっている趣旨を説明し、併給調整の見直すことは、所得保障施策体系全体の中でそのあり方は慎重に検討する必要がある旨お伝えしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	受給者本人だけでなく、扶養義務者(両親)の所得まで計算して、所得制限するのは納得がいかない。	①	児童扶養手当はひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給する手当であるため、受給資格者と扶養義務者が生計を同じくしている場合には、生計同一関係にある扶養義務者の所得状況を考慮する必要がある旨、お伝えしました。
7	わずかな額でも年金を受給すると、児童扶養手当の支給が打ち切られるというのは納得がいかない。遺族年金の給付額に応じて児童扶養手当を給付するとか、遺族年金を貰わない場合は児童扶養手当を給付するなど、制度を見直していただきたい。	⑤	貴重なご要望として拝聴しました。
8	1人親世帯の低所得層から、いくら頑張っても抜け出せない。児童扶養手当の所得制限の基準を見直してほしい。また子どもが社会人になる22歳まで児童扶養手当の支給を延長してほしい。	⑤	貴重なご要望として拝聴しました。
9	妻が夫からの暴力を訴え警察に相談し、保護されたが、自分は暴力などふっていない。育児を自分がしているが、子どもの様子もおかしくなっている。妻とは連絡が取れない状況。県や警察に相談しても、加害者として取り合ってくれない。男性側の意見を聞くべき。また、こうした妻側の一方的な申出により保護するような制度は問題である。	① ⑤	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の内容を説明。貴重なご意見として承りました。
10	保育士として一定の在職経験を有する者は認定試験に合格することで幼稚園教諭二種免許を取得することができるのに対し、幼稚園教諭免許を有する者が保育士になるためには保育士試験を受けなければならない、科目免除があるにしても多大な負担である。幼稚園教諭として一定の在職経験があれば現場でも即戦力となるはずであるし、待機児童解消のためにももっと簡単に幼稚園教諭が保育士になれるようにすべきである。	④	貴重なご意見として承りました。
11	幼保一元化に向けて、幼稚園の良さを無くさないような仕組みにしたい。保育所側からすると待機児童の問題も分かるが、幼稚園では教育という側面で各園それぞれ特色がある。そうしたものがこども園でなくなってしまうよう配慮してほしい。	④	貴重なご意見として承りました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
12	認可保育所が、待機児童解消のために施設の建て増しを行っている。待機児童解消に取り組むことはいいことだが、建て増しにより園庭が少なくなり、今、預けている親にとっては納得いかない。また、事前に十分な説明もなく、市・県に問い合わせても納得いく回答は得られなかった。こうした現状を、国の方へも聞いて欲しい。	④	貴重なご意見として承りました。
13	保育所に子どもを預けるにあたり、仕事が見つかるまでの間、保育料を補助して欲しい。	④	貴重なご意見として承りました。
14	不育症について一般に普及啓発するとともに、治療のための費用に対する助成をするべき。	④	貴重なご意見として承りました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 増井 英紀(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	42 件	4 件	0 件	38 件	84 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	30 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	51 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	いったいどの国に、来たばかり外国人に生活保護を出す国があるのか。留学するのも預金の証明書等が必要はず。日本人がこんなに厳しい状況にある中で、入国したばかりの外国人に簡単に生活保護が適用になるのはおかしい。	①	ご意見としてお伺いしました。 生活保護法は、憲法25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規程されていることから、基本的には日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、就労活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、社会的・人道的観点から、日本人と同じ取扱いとしております。
2	障がい(統合失調症)の娘を持つ父親ですが、娘の将来のことを考えると不安である。生活保護受給額を人間らしい生活ができるようすべきである。障がいを持つ親が安心できるものにして欲しい。	④	ご意見としてお伺いしました。 生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
3	生活保護費は高すぎないでしょうか？様々な融合措置が執られており、就労している低所得者より高い支給額なのはいかかと思えます。必要な人にだけ「現物支給」するなど、もっと金額の引き下げなど考えるべきではないか。	④	ご意見としてお伺いしました。 生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
4	現在、生活福祉資金(総合支援資金)の貸付申請をしているが、貸付決定までにどのくらいかかるかを社会福祉協議会に問い合わせたところ、3週間ほどかかるとの回答だった。現在失業中で生活費に困っているのもう少し早く決定してほしい。	① ④	貸付を行う際には一定の審査手続が必要であり、ある程度の時間を要する場合もございますが、現在、失業等により収入がない方については、緊急の支援を必要としていることから、より迅速な貸付審査が行われるようお願いしております。
5	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。また、できるだけ早く6月の養成課程が受講できるようにしてほしい。	① ④	現在、当該ルートの受験資格については、検討会を実施し調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	①	社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
7	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	①	士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。
8	EPAで来日した介護福祉士候補者について、日本語の習得が困難であるのに受験機会が1回のみというのはなぜか。	①	経済連携協定及び日本語習得支援策について説明し、ご了解いただきました。
9	市役所から自治会に対し、民生委員の担い手を探そう依頼があったが、交通費や通信費等の実費のほかは無報酬である民生委員の担い手は見つからない。自治会としては迷惑な話である。	④	ご意見としてお伺いしまして、担当者間で情報を共有しました。
10	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合と契約者との間での共済金支払いに対する苦情相談。	④ ⑤	室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(援護)
照会先	中国孤児等対策室給付係(内線4534)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番		対 応	
		分類	概 要
1	中国残留邦人にかかる支援給付と生活保護の支給額の差についてご意見がありました。		中国残留邦人にかかる支援給付と生活保護の制度の違いについてご説明いたしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	3件	0件	0件	3件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	補装具や日常生活用具の給付品目を考え直していただきたい。		現在、障害者等の身体機能を補完又は代替する補装具の対象種目については告示により、日常生活用具の対象品目については各市町村の要綱等で定めていることをご説明し、いただいたご意見を参考に今後の補装具制度の充実に努めて参りたいとお伝えしました。
2	靴型装具の基準価格が実態よりも高く設定されているので、実態にあわせた価格にすべきだ。		補装具費の基準価格は上限額を定めたものであり、また、補装具全般について、その価格の実態調査を行い価格改定を行っていることをご説明しました。
3			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 富永華子(内線3919)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	36件	0件	0件	13件	49件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	7件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	42件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	一般の方から、特別養護老人ホームへの入所が難しいため、施設整備を進めて欲しいとの御意見をいただきました。		今後高齢化が進む中で介護施設等の基盤を整備していくことが必要であることから、厚生労働省としては、特別養護老人ホームや認知症グループホームをはじめ、介護基盤の整備を従来にも増して進めることとしており、具体的には、平成18年度～平成21年度の整備状況は約8万床であったところ、平成21年度～平成23年度は、3年間でこの倍にあたる16万床を目標に整備を推進することとしている旨回答いたしました。
2	海外に住んでいる方から、日本に戻った場合すぐに介護保険を使うのかというご質問をいただきました。		介護保険制度では、日本に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者、65歳以上で日本に住所を有する方を被保険者としており、日本に帰国して当該要件を満たせば被保険者となり、介護が必要な状態であるとして要介護認定(又は要支援認定)を受ければ介護保険の給付を受けることができる旨説明しました。
3	収入が少なくても介護保険料を負担しなければならないのかというご質問をいただきました。		介護保険制度は、加齢に伴う介護の負担を社会全体で支え合うという考えのもとに創設されたものですが、低所得の方にも保険料が過度な負担とならないよう所得に応じた段階制の設定としていること、また、平成21～23年度については、介護従事者処遇改善臨時特例交付金により、介護報酬のプラス3.0%改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置を講じている旨説明しました。
4	一般の方から、特定施設入居者生活介護において介護保険利用料の他に別途費用として徴収できるもののうち、健康管理費が挙げられているが、具体的なものとして、どのようなものが想定されるかとの御照会をいただきました。		健康管理費としては、定期健康診断費用を除く旨事務連絡で発出しており、例として個人用に購入した体温計にかかる費用やワクチン接種費用及び血液中の酸素濃度を測るための注射器にかかる費用等が想定される旨回答いたしました。
5	訪問看護における医療保険対象疾病は、具体的にどこに規定されているのかとの御照会をいただきました。		厚生労働大臣が定める者等(平成12年厚生省告示第23号)第三号に規定されている旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	通所リハビリテーションにおけつりハビリテーションマネジメント加算は、国民の祝日により、月8回の要件を満たせない場合には算定可能かとの御照会をいただきました。		算定できない旨説明しました。
7	介護事業所の方から、事業所の経営が悪化しているという理由で介護職員処遇改善交付金による手当が減額されたが、これはいいのかとのご質問をいただきました。		介護職員処遇改善交付金は毎月の介護報酬に応じて交付されるものであり、サービスの提供量によって交付額が変動したものであると思いますが、個別の処遇改善の詳細については事業所にご確認いただきたい旨説明しました。
8	介護保険への加入を本人の任意にしてほしいとの意見をいただきました。		介護保険制度は、加齢に伴う負担を社会全体で支え合うという考えのもとに創設されたものであり、特定の方に負担を集中させることなく、誰もが抱える介護リスクに対して必要な保険給付を行うためには、皆様のご加入が必要である旨説明しました。
9	一般の方から、指定介護老人福祉施設について、指定の更新は何年ごとに行うのかとの御照会をいただきました。		介護保険法第八十六条の二において、六年ごとに更新を受けなければ指定の効力が失われる旨規定されていることを回答いたしました。
10	サテライト型小規模老人保健施設の定員の上限は何人かとの御質問をいただきました。		29人である旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	64件	0件	0件	5件	69件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	16件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	7件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	46件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	平成22年3月末までに明細書発行有無の届け出を済ませ、明細書発行情報を診療所内の患者の見やすい位置に掲示をするようになっているように指導等されているはずですが、殆どの診療所で掲示がされていません。患者側が嫌われるのを覚悟して明細書発行について申し出て、はじめて診療所側は文書でなく極めて不正確であいまいな口頭説明がされているのが現実と感じています。病気や症状等に対する医師的確な診療療養の実施と不急不要や過剰な診療療養等の防止には、各医師等が行う医療行為等の内容明細とその費用等についての情報・説明が、消費者側患者側の末端まで周知徹底され浸透することが不可欠です。行政及び医療機関・医師会等の関係機関に周知徹底して下さい。		明細書発行状況等の院内掲示について、通知により地方行政機関をはじめ、各関係団体へ周知しているところであり、引き続き周知徹底してまいりますとお伝えしました。
2	非自発的失業者だが、年金を受けるために雇用保険受給資格者証が出ないので、軽減を受けることができない。非自発的失業なので、なぜ軽減が受けられないのか。		制度の説明をし、ご意見を承ると回答しました。
3	国保と健保組合の1人当たり医療費に差があるという記事(7月22日付日経新聞)を見た。自分は今は共済加入者で月5万円保険料を払っているが、退職すると国保加入になる。国保加入者では保険料が高くて払えない人がいるのではないか。国民が同じように医療にかかれるよう制度(保険者)の一元化を図るべきではないか。		ご提案の内容については、ご意見として賜りますと伝えました。
4	直接支払制度について、当面2年間の暫定措置とされているが、23年度以降はどのようなになるのか。		直接支払制度は、緊急的な少子化対策として平成21年10月1日～平成23年3月31日までの間に実施する暫定的な措置である。平成23年4月以降の直接支払制度のあり方については、現在検討を行っているところであり、その検討結果に基づき所要の措置を講ずる旨回答しました。
5	直接支払制度を利用する場合に必要な手続きはどのようなものがあるか。		(1)被保険者証等を医療機関等に提示。(2)医療機関等の窓口において、申請・受取に係る代理契約を締結すること。以上2点である旨回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	<p>自分はもともと夫の健康保険組合の被扶養者であったが、DV被害を受けたために、同伴した子どもと共に被扶養者認定を外す手続を取っている。</p> <p>今般、県のウイメンズプラザと健康保険組合に対し、本人の承諾無く子どもの被扶養者認定を外すことについて夫が不服を申し立てる上申書を送付した。</p> <p>このような取扱いを厚生労働省は認めているのか。</p>		<p>DV被害を受けた配偶者やその同伴者については、婦人相談所がDV被害に関する証明を行った場合は、被扶養者から外れることができる取扱いとしておりますが、お問い合わせの上申書は、当省では全く想定しておりません。</p> <p>したがって、あくまでも婦人相談所がDV被害について証明を行った場合は、上申書が提出されたとしても被扶養者から外れることができます。</p> <p>なお、子どもについて夫が再度被扶養者届を健康保険組合に提出した場合は、場合によっては子どもが夫の被扶養者になる可能性はありますが、DV被害者本人の意向を確認するなど、慎重な被扶養者認定を求めています。</p> <p>以上のように説明した上で、求めに応じてこれらの取扱いを示した通知を情報提供しました。</p>
7	<p>新たな高齢者医療制度の財政調整について、65歳～74歳と、障害者や母子家庭等の低所得者も財政調整の対象に含めたところで行ってほしい。</p>		<p>新たな制度の費用負担のあり方については、改革会議において検討を行っているところであり、ご指摘のような意見も踏まえ、引き続き検討を進めていく旨を伝えました。</p>
8	<p>高齢者の窓口負担割合を3割とするのはおかしいのではないか。病院にかかることが多い上、保険料の支払いもあって払えない。</p>		<p>現役世代と高齢者世代の負担の公平性を確保するため、現役世代と同水準以上の所得のある方については、応分の負担を求めている旨を説明しました。</p>
9	<p>高齢者医療制度改革会議について、厚生労働省から資料を出すのはおかしい。検討を行う委員が資料を出すべきではないか。</p>		<p>委員からご提出頂いた資料についてはその都度改革会議にお出ししていること、及び事務局からも毎回の議論に資するため、資料をお出ししている旨説明しました。</p>
10	<p>一部負担金の割合の判定について、なぜ世帯単位で算出するのか。</p>		<p>生計が世帯単位で営まれている実態を考慮して世帯内の被保険者の所得に基づき判定している旨を説明しました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
11	保険料の賦課のベースとなる所得について、基礎控除しか引かれないのはおかしいのではないか(医療費控除などが引かれていない)。		後期高齢者医療制度の保険料の算定に当たっては、所得に応じて幅広い世帯にご負担頂くため、所得から基礎控除を引いた額(旧ただし書き方式)を用いている旨を説明しました。
12	後期高齢者二人の世帯で、今までは1割負担だったのに8月からは3割負担となる保険証が届いたが何故か。		3割になる理由及び22年8月以降の窓口負担割合については、21年中の所得により判定を行う旨を説明し、21年中の所得については国では把握していないため、お住まいの市区町村で確認するように伝えました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	7件	1件	0件	12件	20件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	8件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	7件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	5件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	年金担保融資の廃止は決まったのか。決まったとしたらいつ廃止されるのか。年金担保貸付制度の存続をお願いしたい。 民間の金融機関では年金受給者はお金を借りることができない。		行政刷新会議において、年金担保貸付制度は廃止という結論が出されたことは厚生労働省として重く受け止めております。 行政刷新会議においても言及されましたが、廃止するにあたっては代替となる制度を整備することから、サンプル調査を実施後、必要な対応策を講じることとしています。
2	平成7年から平成15年3月まで賞与から年金保険料を徴収されていた。年金機構で相談したところ、年金額に反映されませんとのこと。寄付だったのか。その保険料はどこに使われたのか。業務費に充てられたのか。反映されていることが当然と思っていたが、ねんきん定期便を見て反映されていないので大変ショックを受けた。その分の保険料を還付してほしい。なぜ反映されない年金保険料を支払わなければならなかったのか。		平成7年から平成15年まで実施されていた特別保険料については、月収に係る保険料の引上げ幅を抑制するとともに、保険料負担を免れるため月収を抑えて賞与を増額する行動を防止するために導入されたものであり、これについては給付への反映は行わないこととする一方で、その保険料率を1%と低く設定していたことや、その保険料収入については月収に係る保険料と同様、年金給付財源として用いられていることについてご説明しました。 なお、この特別保険料については、厚生労働省のホームページで分かりやすいご説明の資料を7月22日に掲載いたしましたので参考にご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/100721-1.pdf
3	民主党は国民年金を税方式にすると言いながら全然進まない。がっかりしている。早く成立させてほしい。そのためなら消費税を10%から20%にしても私は納得する。		新たな年金制度について、民主党マニフェストにおいては、同じ所得なら同じ保険料を支払い、納めた保険料を基に年金額が計算される所得比例年金と、全額消費税で賄われる最低保障年金により、全ての人が7万円以上受けられる仕組みが示されているところです。年金制度改革の実現に向けては、国民の信頼が得られる年金制度の在り方を検討し、国民的な合意を得ていくことが必要と考えておりますので、新たな年金制度の創設に向けた貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	35年連れ添った妻と離婚し、届出したところ、加給年金が打ち切りとなった。その後、離婚した妻が65歳の年金受給年齢になったが、振替加算の年金は支給されない。離婚したが為に長年連れ添った妻に加算年金が支給されないのは不合理だと思う。年金改正の際は、この点を勘案くださるようお願いしたい。離婚した妻は経済的に困窮している。		加給年金は、老齢厚生年金の受給権者に生計を維持される配偶者がいる場合に扶養的な見地から支給されているものです。したがって、離婚等により生計維持が解消した場合、加給金を支給しないこととなります。また、振替加算は加給年金の対象となっていた配偶者が老齢厚生年金の受給権を得たときに、加給年金が停止されることの振替えとして支給されるものであり、加給年金の対象となっていない配偶者には振替加算は支給されません。ご指摘の点については、新たな年金制度の創設に向けた議論に関する貴重なご意見として承りました。
5	国民年金の質の向上と生活保護見直しをお願いしたい。国民年金をちゃんと納めた人が月6万程度しかもらえないのに、なぜ生活保護をもらっている人間のほうが月8万余りももらえるのかとても不思議で憤りを覚える。一生懸命働いた人間こそ手厚く保護されるべきである。		公的年金と生活保護は基本的な役割や資力調査の有無などの仕組みが異なることについてご説明するとともに、新年金制度創設に向けた貴重なご意見として承りました。なお、ご意見は、関係各部署とも情報共有しています。
6	障害厚生年金の請求の手続きをしたが、約5か月過ぎても回答が無い。 障害年金で生計を立てる以外に道がない。早く審査してほしい。 (同旨他1件)		日本年金機構において、障害厚生年金の審査に時間を要する場合には、審査遅延のお知らせを送付していますが、全体的に審査に時間を要している状況のため、障害厚生年金の審査時間の短縮に向けて、4月1日より体制を強化(職員の増員等)いたしました。今後とも決定までの審査所要日数の短縮に努めてまいります。
7	年金の支払いについて、2か月に1回の支払いではなく、毎月の支払いにしてほしい。		年金の支払いを毎月払いとするためには、金融機関、地方公共団体、日本年金機構などの関係機関との調整が必要となることや、現在使用しているコンピューターシステムの変更及び相当な経費と期間が必要となるためその対応については慎重な検討が必要となります。ご要望は、貴重な意見として承り、日本年金機構とともに情報を共有いたしました。
8	年金事務所職員の対応が悪い。		日本年金機構に、個別のケースについて事実確認をした上で必要な対応を行うよう指導いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年7月16日～7月22日受付分

部局(課室)名	政策統括官(社会保障担当)
照会先	政策統括官付社会保障担当参事官室 室長補佐 竹林 悟史(内線7704) 経理係 大平 泰士(内線7709) (ダイヤルイン 03-3595-2159)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	0件	0件	0件	1件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	社会保障担当参事官室の体制はそのまま名前を名前を貧困対策室に変えるかどうかについて		貧困問題につきましては、省を挙げて取り組む課題として様々な部局の総力を結集する必要があります。そのため、当面は社会保障制度全般にわたる総合的な企画立案を行う社会保障担当参事官室を中心に現在の体制の下で業務を遂行する所存であり、国民の皆さまの生活向上に向け、更なる努力をして参りたいと考えております。
2			
3			
4			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	9件	0件	0件	0件	9件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	9件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	当労組の規約において福利厚生として組合員に対する金銭の貸付についての定めがある。このような定めをおくことは労組法上問題はないか。		労働組合法に規定されている必要的記載事項の他に何を定めるかは組合の任意であり、お問い合わせについては問題はない旨を丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
2	会社分割の効力発生日以後、承継会社の従来の労働条件に合わせるため、承継された労働者の労働条件を引き下げを予定している。どのような手続きを行えば、問題なく労働条件を引き下げることができるか。		労働契約承継法指針の該当箇所に基づき、会社分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更は行ってはならず、また、会社分割の前後において労働条件の引き下げを行う場合には、法令及び判例に従い、労使間の合意が基本となる旨、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
3	分割会社へ一時的に出向している承継業務に従事している労働者に対して、承継法の手続きは必要か。		出向労働者への労働契約承継法の適用について、同法の解釈を丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
4	労働契約承継法第2条の通知を行った後に、通知した内容に変更があった場合、どのような手続きを踏めばよいか。(同様のお問い合わせが他1件ありました。)		労働契約承継法の該当箇所の解釈について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
5	会社分割ではなくグループ会社のうちの1社がグループから離脱する場合に、労働契約承継法の適用はあるか。(社労士の方からの問い合わせ)		労働契約承継法の適用があるのは、会社分割の場合であり、会社分割でなければ労働契約承継法の適用がない旨、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	労働契約の承継について、労働者と合意ができていれば、労働契約承継法第2条の通知は不要となるか。		労働契約承継法第2条の手続きは、労働者との合意の有無を要件としていないため、同法で規定する通知の対象となる労働者には、通知が必要になる旨を丁寧にご説明し、ご理解をいただきました。
7	(独)労働政策研究・研修機構のアンケート調査が、民間の調査会社を通じて送付されてきたが、答えても大丈夫なものなのか。同様のご意見が他に1件ありました。		当該アンケート調査の調査票の配布、回収は民間の調査会社に委託して行っており、個人情報について適切な保護措置を講じている(プライバシーマークの認定を受けている)ことについて丁寧に説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成22年7月16日～7月22日受付分

部局(課室)名	日本年金機構	
照会先	サービス推進部 お客様の声グループ長	高水 徹 海野 崇 (代表電話)03 - 5344 - 1100 (内線 3177)

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	4件	269件	10件	0件	38件	0件	321件
	地方分	27件	65件	12件	0件	1件	0件	105件
合計	31件	334件	22件	0件	39件	0件	426件	

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	78件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	348件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	厚生年金等の報酬を年1回届け出る算定基礎届について、毎年4月から6月の支払額で算定するのは公平性に欠けるのではないかと。住民税や労働保険料のように年間ベースで算定する制度に改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	年金を受け取る要件を撤廃して欲しい。また、撤廃出来ないのであれば、受け取る要件を満たさない場合に支給される一時金の創設を要望する。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	障害年金について、初診日が国民年金に加入中か厚生年金に加入中かで制度や年金額が異なる。転職などで厚生年金に加入する直前に発症することもある。それまで加入してきた厚生年金の期間に応じた加算がつくような制度にして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	海外に在住していたため国民年金に加入していなかった。帰国後、納付したくてもこの期間の納付は出来ない。任意加入をしてなかった場合でも、本人の希望に応じて、いつでも納付可能な制度に改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	国民年金第3号被保険者制度を廃止して欲しい。被用者年金加入者の配偶者と言うだけで、直接保険料を納めないで、年金を受け取ることは不公平である。年金財源が厳しい中であり、制度を改正して保険料を払うようにして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	以前、時効特例給付による年金の支払いを受け取った。この度、遅延特別加算金の支払いがあったが、金額が少ないので増額して欲しい。また、過去5年以前分だけでなく、例えば過去2年以前分位を遅延特別加算金の対象にして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
7	各種通知や案内について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくして欲しい。		記載内容をわかりやすい言葉に置き換えを行うとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
8	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が47件ありました。)		事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。 お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
9	年金再計算(時効特例)による支払いが遅い。出来るだけ早く支払って欲しい。(同様なご意見が12件ありました。)		複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
10	健康保険・厚生年金保険適用関係書類の処理や国民年金の保険料還付金の支払処理が遅い等のご指摘をいただきました。		事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理できるように努力してまいります。
11	ねんきんダイヤル(委託先業者)に電話をかけたが、対応したオペレーターからは挨拶もなく、言葉使いも悪かった。その上、的確な回答がなかった。		日本年金機構として、事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。